

山バス第101号  
平成28年11月2日

会員事業者各位

公益社団法人 山口県バス協会  
会長 河内 秀夫

「一般貸切旅客自動車運送事業者の運送引受書の交付及び  
その写しの保存の義務化について」の一部改正について

平素は当協会の業務にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年11月1日以降に作成する運送引受書には、当該運行の運賃及び  
料金の上限額及び下限額の記載が義務付けられるとともに、この運送引受書の  
交付及びその写しの保存の義務化について、別添新旧対照表のとおり改正され  
ましたのでお知らせいたします。

あわせて、この解釈に係るQ&Aを添付します。

一般貸切旅客自動車運送事業者の運送引受書の交付及びその写しの保存の義務化について（平成24年6月29日付け国自旅第208号）

改正後	改正前
<p>1. 運送申込者に対し交付しなければならない文書 運送引受書</p> <p>2. 運送引受書の記載事項</p> <p>(1) 運送申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先</p> <p>(2) 運送を引受ける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先</p> <p>(3) 運送申込みに係る旅客の団体の名称</p> <p>(4) 運送を引受ける貸切バス事業者の名称、住所及び電話番号その他の連絡先（緊急時における連絡先を含む。）並びに貸切バス事業の許可の年月日及び許可番号並びに営業区域</p> <p>(5) 運送申込みに係る乗車人員</p> <p>(6) 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数</p> <p>(7) 事業用自動車の配車の地点及び日時</p> <p>(8) 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時</p> <p>(9) 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程</p> <p>(10) 旅客が乗車する区間</p> <p>(11) 事業用自動車について締結されている損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の概要</p> <p>(12) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）</p> <p>(13) 交替運転者を配置しない場合には、その理由</p> <p>(14) 車掌の乗務の有無</p> <p>(15) 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）</p> <p>(16) 運行の開始及び終了の地点及び日時</p> <p>(17) 当該運送に係る実車走行距離及びその要する時間</p> <p>(18) 当該運送に係る総走行距離及びその要する時間</p> <p>(19) 運賃及び料金の額並びに支払方法</p> <p>(20) 運送を引受ける貸切バス事業者が届け出た運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の上限額及び下限額</p>	<p>1. 運送申込者に対し交付しなければならない文書 運送引受書</p> <p>2. 運送引受書の記載事項</p> <p>(1) 運送申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先</p> <p>(2) 運送を引受ける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先</p> <p>(3) 運送申込みに係る旅客の団体の名称</p> <p>(4) 運送を引受ける貸切バス事業者の名称、住所及び電話番号その他の連絡先（緊急時における連絡先を含む。）並びに貸切バス事業の許可の年月日及び許可番号並びに営業区域</p> <p>(5) 運送申込みに係る乗車人員</p> <p>(6) 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数</p> <p>(7) 事業用自動車の配車の地点及び日時</p> <p>(8) 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時</p> <p>(9) 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程</p> <p>(10) 旅客が乗車する区間</p> <p>(11) 事業用自動車について締結されている損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の概要</p> <p>(12) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）</p> <p>(13) 交替運転者を配置しない場合には、その理由</p> <p>(14) 車掌の乗務の有無</p> <p>(15) 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）</p> <p>(16) 運行の開始及び終了の地点及び日時</p> <p>(17) 当該運送に係る実車走行距離及びその要する時間</p> <p>(18) 当該運送に係る総走行距離及びその要する時間</p> <p>(19) 運賃及び料金の額並びに支払方法</p>

(21) 特約条項があるときは、その内容

3. 運送引受書の作成及びその写しの保存方法等

(1) 運送引受書には、運行単位（運行の開始から終了まで）毎に、一つの書面に上記2の全ての記載事項を網羅して記載することを基本とする。但し、必要に応じ、例えば、基本契約書と個別の運送に係る確認書面を組み合わせるなど、複数の書面により全ての記載事項を網羅し、運行単位毎に全ての記載事項を容易に確認できるような方法で写しを保存することも可能とする。

(2) 運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、運送引受書の写しとともに、当該運送の終了の日から一年間保存するものとする。ただし、年間契約等により、一定期間内の運行に係る手数料又はこれに類するものの額を定めた場合は、運行ごとに当該契約書の写しを運送引受書の写しとともに保存するものとする。

(3) 運送引受書の写しの保存期間  
運送の終了の日から1年間

4. 実施

平成28年11月1日（火）以降に運送引受書を交付するものから実施する。

(20) 特約条項があるときは、その内容

3. 運送引受書の作成及びその写しの保存方法等

(1) 運送引受書には、運行単位（運行の開始から終了まで）毎に、一つの書面に上記2の全ての記載事項を網羅して記載することを基本とする。但し、必要に応じ、例えば、基本契約書と個別の運送に係る確認書面を組み合わせるなど、複数の書面により全ての記載事項を網羅し、運行単位毎に全ての記載事項を容易に確認できるような方法で写しを保存することも可能とする。

(2) 運送引受書の写しの保存期間  
運送の終了の日から1年間  
但し、高速ツアーバス等に係るものは、運送の終了の日から3年間

4. 実施

平成24年7月20日（金）以降の運送の申込みに係る運送引受書の交付及びその写しの保存から実施する。

但し、高速ツアーバス等に係るものは、同7月1日（日）以降の運送の申込みに係る運送引受書の交付及びその写しの保存から実施する。

Q83 : 改正運輸規則第7条の2第3項の「その額を記載した書類」を、運送引受書とともに保存することになったが、添付する書面は手数料額ではなくて、手数料率ではだめか？

また、具体的にどういった書面を運送引受書とともに保存しなければならないのか？

A :

- 手数料額が確認できる書類を保存しなければならない。なお、手数料額には手数料率も含むものとする。
- 年間で船車券契約等、手数料の基本契約書を交わしている場合は、基本契約書の手数料率が記載されている部分の写しを運送引受書に添付して保存しなくても、基本契約書の写しが運送引受書とともに保存されていればよい（必ずしも「添付」することを求めている。）
- 単発で取引をする旅行会社等で基本契約がない場合は、運送ごとに取り交わした手数料率か手数料額を決定した書面の写しを、運送引受書とともに保存すること（必ずしも「添付」することを求めている。）
- 運輸局へ届出ている年間契約については、年間契約の運賃から手数料を支払っている場合は、基本契約書の手数料率が記載されている部分の写しを、運送引受書に添付して保存しなくても、基本契約書の写しが運送引受書とともに保存されていればよい（必ずしも「添付」することを求めている。）